

常務理事	事務長	担当者

健康保険被扶養者異動届は2枚1組となっております。
【(異動届・通知書)を必ずセットで2枚とも提出ください。】

健康保険被扶養者 **認定**・削除) 異動届

注(1)

XX年 XX月 XX日 提出

太線内のみ記入下さい。

※事業主(会社)が記入(証明)して下さい。
所在地 ○○県○○市△△町1
名称 株式会社○○○○
事業主名 ○○ ○○○
(申請者は記入不要です。)

事業所
担当確認欄 記載内容について誤りがないか
申請者本人に確認している。

記号	※1		住所 (〒 111 - 1111) ＜自宅住所を記入＞ ○○県 ○○市 △△町 1-2-3		本人確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人 (被保険者)が作 成したものである。			
番号(氏名コード)	345678		被保険者	氏名	健保太郎	生年月日 H XX XX XX 生 R		
被扶養者の氏名 (異動者のみ記入)	性別	生年月日 (和暦で記入)	続柄 注(2)	職業	同居・別居 の別	被扶養者となった 日又は被扶養者で なくなった日	理由 注(3)	認定・削除年月日
ケンポ カズヨ 健保 和代	男 女	S. H. R XX.XX.XX	母	無職	同・別	XX.XX.XX	離職	.
	男	S. H. R			同・別	.		.
	女	S. H. R			同・別	.		.
	男	S. H. R			同・別	.		.
	女	S. H. R			同・別	.		.
別居の被扶養者の 現住所	(〒 -)							

ご本人確認のため
 チェック願います。

- (注) (1) 認定の場合、扶養の事実を証明する書類(世帯全員の「住民票」(世帯主・続柄の記載必須)および
削除の場合、該当する方の「健康保険被保険者証」や「高齢受給者証・限度額適用認定証など(交付
(他の健康保険へ加入したときは、加入先の保険証の写しなどを添付願います。)) ※状況によって
(2) 続柄は、「妻」「長男」「長女」「二男」「二女」など具体的に記入すること。
(3) 扶養の理由は、「結婚」「出生」「就職」「死亡」などの事実を具体的に書くこと。

※1(記号について)
ダイフク → 11 労働組合 → 21
健保組合 → 31 コンテック → 51
DPM → 91 となっております。

※この用紙は2枚1組(異動届・通知書)です。[片面印刷]の上、2枚とも必要事項を記入して提出ください。

健康保険被扶養者異動届は2枚1組となっております。
 【（異動届・通知書）を必ずセットで2枚とも提出ください。】

健康保険被扶養者 **認定・削除** 通知書

注(1)

XX年 XX月 XX日 提出

太線内のみ記入下さい。

※事業主（会社）が記入（証明）して下さい。
 所在地 ○○県○○市△△町1
 名称 株式会社○○○○
 事業主名 ○○ ○○○
 （申請者は記入不要です。）

事業所担当確認欄 記載内容について誤りがないか申請者本人に確認している。

記号	※1		住所 (〒 111 - 1111) ＜自宅住所を記入＞ ○○県 ○○市 △△町 1-2-3		本人確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人(被保険者)が作成したものである。			
番号 (氏名コード)	345678		被保険者	氏名 健保太郎	生年 月 日	S XX XX XX 生		
被扶養者の氏名 (異動者のみ記入)	性別	生年月日 (和暦で記入)	続柄 注(2)	職業	同居・別居の別	被扶養者となった日又は被扶養者でなくなった日	理由 注(3)	認定・削除年月日
ケンポ カズヨ	男	S. H. R		無職	同・別	XX.XX.XX	離職	
健保 和代	女	XX.XX.XX	母					
	男	S. H. R			同・別	.		
	女	S. H. R				.		
	男	S. H. R			同・別	.		
	女	S. H. R				.		
別居の被扶養者の現住所	(〒 -)							

ご本人確認のため チェック願います。

被扶養者について上記の通り認定します。

ダイフク健康保険組合

※1 (記号について)
 ダイフク → 11 労働組合 → 21
 健保組合 → 31 コンテック → 51
 DPM → 91 となっております。

常務理事	事務長	担当者

健康保険被扶養者異動届は2枚1組となっております。
【(異動届・通知書)を必ずセットで2枚とも提出ください。】

健康保険被扶養者(認定・**削除**)異動届

注(1)

XX年 XX月 XX日 提出

太線内のみ記入下さい。

※事業主(会社)が記入(証明)して下さい。
所在地 ○○県○○市△△町1
名称 株式会社○○○○
事業主名 ○○ ○○○
(申請者は記入不要です。)

事業所担当確認欄 記載内容について誤りがないか申請者本人に確認している。

記号	※1		住所 (〒 111 - 1111) ＜自宅住所を記入＞ ○○県 ○○市 △△町 1-2-3		本人確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人(被保険者)が作成したものである。			
番号(氏名コード)	345678		被保険者	氏名 健保太郎	生年 月 日	S. H. R. XX XX XX		
被扶養者の氏名(異動者のみ記入)	性別	生年月日(和暦で記入)	続柄注(2)	職業	同居・別居の別	被扶養者となった日又は被扶養者でなくなった日	理由注(3)	認定・削除年月日
ケンボ 美代	男	S. H. R. XX.XX.XX	長女	会社員	同・別	XX.XX.XX	就職	.
	男	S. H. R.			同・別	.		.
	女	S. H. R.			同・別	.		.
	男	S. H. R.			同・別	.		.
	女	S. H. R.			同・別	.		.
別居の被扶養者の現住所	(〒 -)							

ご本人確認のため☑チェック願います。

- (注) (1) 認定の場合、扶養の事実を証明する書類(世帯全員の「住民票」(世帯主・続柄の記載必須)および
削除の場合、該当する方の「健康保険被保険者証」や「高齢受給者証・限度額適用認定証など(交付
(他の健康保険へ加入したときは、加入先の保険証の写しなどを添付願います。)) ※状況によって
(2) 続柄は、「妻」「長男」「長女」「二男」「二女」など具体的に記入すること。
(3) 扶養の理由は、「結婚」「出生」「就職」「死亡」などの事実を具体的に書くこと。

※1(記号について)
ダイフク → 11 労働組合 → 21
健保組合 → 31 コンテック → 51
DPM → 91 となっております。

※この用紙は2枚1組(異動届・通知書)です。[片面印刷]の上、2枚とも必要事項を記入して提出ください。

健康保険被扶養者異動届は2枚1組となっております。
【（異動届・通知書）を必ずセットで2枚とも提出ください。】

健康保険被扶養者（認定・**削除**）通知書

注(1)

XX年 XX月 XX日 提出

太線内のみ記入下さい。

※事業主（会社）が記入（証明）して下さい。

所在地 ○○県○○市△△町1

名称 株式会社○○○○

事業主名 ○○ ○○○

（申請者は記入不要です。）

事業所
担当確認欄 記載内容について誤りがないか
申請者本人に確認している。

記号	※1		住所 (〒 111 - 1111)		本人確認欄			
番号 (氏名コード)	345678		被保険者		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人 (被保険者)が作 成したものである。			
被扶養者の氏名 (異動者のみ記入)			続柄 注(2)	職業	同居・別居の別	被扶養者となった日又は被扶養者でなくなった日	理由 注(3)	認定・削除年月日
ケンポ	ミヨ	男	長女	会社員	同・別	XX.XX.XX	就職	.
健保	美代	女						.
		男			同・別	.		.
		女						.
		男			同・別	.		.
		女						.
別居の被扶養者の 現住所	(〒 -)							

ご本人確認のため☑チェック願います。

被扶養者について上記の通り認定します。

ダイフク健康保険組合

※1 (記号について)
ダイフク → 11 労働組合 → 21
健保組合 → 31 コンテック → 51
DPM → 91 となっております。

● 被扶養者認定に必要な添付書類

扶養対象者が、「同居してなくてもよい人」(表1)・「同居が条件の人」(表2)によって表が分かれていますので、該当する表について確認願います。

【①扶養対象者】欄に該当される方について、「②の必須書類および生計維持の状況」欄を確認し、「③の必要な提出書類」欄より「必須書類」および「該当する生計維持の状況に応じた提出書類」を添付願います。

(状況により、添付していただく書類は複数になる場合があります。また、(表3)の状況にある方は追加の書類が必要になります。)

<留意事項>

※下記の提出書類だけでは認定できない場合、別途追加書類の提出をお願いすることがあります。

※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

<原則として次のような方は認定できません>

- ・年間収入額が130万円以上ある方(60歳以上または障害年金を受給できる程度の障がいのある方は180万円以上)
- ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方(年金(遺族・障害・老齢等)も収入になります)
- ・失業給付金を受給中の方
ただし、受給開始後も基本手当日額が3,611円(60歳以上または障害年金を受給できる程度の障がいのある方は4,999円)以下の場合は引き続き認定できます。
- ・自営、個人事業で収入のある方
- ・子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多い方(夫婦双方の年間収入が同程度の場合は主として生計を維持する方に帰属)
- ・父母の申請時、年間収入合算額が合算収入限度額の認定対象条件に該当しない方
- ・外国人で、日本に生活基盤(住民票が取得できること)がない方(一時的な滞在は認められません)

【同居してなくてもよい人】

(表1)

②必須書類および生計維持の状況	①扶養対象者	同居してなくてもよい人							③必要な提出書類	書類取扱先		
		配偶者	16歳以上の学生 (出生含む)	その他	16歳以上の学生 (出生含む)	16歳未満 (出生含む)	その他	父母			祖父母・曾祖父母	
必須書類	被扶養者異動届	●	●	●	●	●	●	●	●	「被扶養者異動届」 (学生の場合、職業欄に学校名・学年を記入下さい)	健保 総務	
	被扶養者(配偶者・子)認定申請書	●		●						「被扶養者(配偶者・子)認定申請書」	健保 総務	
	被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書							●	●	「被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書」	健保 総務	
	続柄/同居/別居を証明できるもの (住民票)	●	●	●	●	●	●	●	●	世帯全員の「住民票」(世帯主・続柄の記載必須) (原本発行されたもの)(マイナンバーの記載なし) ※直近3ヶ月以内に発行されたもの。(コピーは不可) ただし、雇用(失業)保険の受給待機中または申請中に扶養認定されていた方が、受給開始のため一時的に扶養削除していた場合は、受給終了認定時の「住民票」再提出は不要。	市区町村	
生計維持の状況(生計維持関係を証明できるもの)	学生の方	●	●			●				「学生証」の(写)、又は「在学証明書」	学校	
	16歳以上で直近1年以上無収入の方	●			●			●	●	「課税(所得)・非課税証明書」の(原本)	市区町村	
	直近1年以内に退職した方	雇用(失業)保険に未加入	●		●				●	●	「退職証明書」、又は退職時の「源泉徴収票」の(写)	勤務先
		雇用(失業)保険の受給待機中、又は申請中の方	●		●				●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写) ※受給決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給終了	●		●				●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 支給終了印のある「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)	ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給期間延長	●		●				●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)、及び「受給期間延長通知書」の(写) ※延長決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の手続きを行わない方、又は資格のない方	●		●				●	●	退職時の「源泉徴収票」の(写)、 「離職票1・2」、又は「雇用保険資格喪失確認通知書」の(原本)	勤務先
	パート・アルバイト等で就労中の方	●						●	●	年間収入が確認できる書類 (直近3ヶ月分の「給与明細書」の(写)、又は期間・賃金が明記されている「雇用契約書」の(写)、金額の推測できるもの)	勤務先	
	年金・恩給受給中の方	受給中			●				●	●	年金額が確認できる書類 (氏名および年金額が確認できる直近の「年金振込通知書」の(写)、又は「年金改定通知書」の(写)など)	年金事務所
		申請中、これから受給する方	●		●				●	●	年金額が確認できる書類 (「年金見込額照会回答票」の(写)など)	年金事務所
	別居の方				●				●	●	仕送り元及び相手・金額・継続性が確認できる書類 (直近3ヶ月分以上の「振込受領書」の(写)、又は「現金書留による送金(控)」の(写)、振込先等明細のある通帳の(写)など) ※手渡しは認定不可	金融機関

【同居が条件の人】

(表2)

②必須書類および生計維持の状況	①扶養対象者	同居が条件の人							③必要な提出書類	書類取扱先		
		16歳以上の学生 (出生含む)	16歳未満 (出生含む)	その他	義父母	義祖父母・義曾祖父母	伯父伯母・叔父叔母					
必須書類	被扶養者異動届	●	●	●	●	●	●	●	●	「被扶養者異動届」 (学生の場合、職業欄に学校名・学年を記入下さい)	健保 総務	
	被扶養者(配偶者・子)認定申請書									「被扶養者(配偶者・子)認定申請書」	健保 総務	
	被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書				●	●	●	●	●	「被扶養者(配偶者・子以外)認定申請書」	健保 総務	
	続柄/同居/別居を証明できるもの (住民票)	●	●	●	●	●	●	●	●	世帯全員の「住民票」(世帯主・続柄の記載必須) (原本発行されたもの)(マイナンバーの記載なし) ※直近3ヶ月以内に発行されたもの。(コピーは不可) ただし、雇用(失業)保険の受給待機中または申請中に扶養認定されていた方が、受給開始のため一時的に扶養削除していた場合は、受給終了認定時の「住民票」再提出は不要。	市区町村	
生計維持の状況(生計維持関係を証明できるもの)	学生の方	●								「学生証」の(写)、又は「在学証明書」	学校	
	16歳以上で直近1年以上無収入の方				●	●	●	●	●	「課税(所得)・非課税証明書」の(原本)	市区町村	
	直近1年以内に退職した方	雇用(失業)保険に未加入				●	●	●	●	●	「退職証明書」、又は退職時の「源泉徴収票」の(写)	勤務先
		雇用(失業)保険の受給待機中、又は申請中の方				●	●	●	●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写) ※受給決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給終了				●	●	●	●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 支給終了印のある「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)	ハローワーク
		雇用(失業)保険の受給期間延長				●	●	●	●	●	退職時の「源泉徴収票」、又は「離職票」の(写)、 「雇用保険受給資格証」(両面)の(写)、及び「受給期間延長通知書」の(写) ※延長決定後速やかに提出願います。(後日提出可)	勤務先 ハローワーク
		雇用(失業)保険の手続きを行わない方、又は資格のない方				●	●	●	●	●	退職時の「源泉徴収票」の(写)、 「離職票1・2」、又は「雇用保険資格喪失確認通知書」の(原本)	勤務先
	パート・アルバイト等で就労中の方				●	●	●	●	●	年間収入が確認できる書類 (直近3ヶ月分の「給与明細書」の(写)、又は期間・賃金が明記されている「雇用契約書」の(写)、金額の推測できるもの)	勤務先	
	年金・恩給受給中の方	受給中			●				●	●	年金額が確認できる書類 (氏名および年金額が確認できる直近の「年金振込通知書」の(写)、又は「年金改定通知書」の(写)など)	年金事務所
		申請中、これから受給する方			●				●	●	年金額が確認できる書類 (「年金見込額照会回答票」の(写)など)	年金事務所
	別居の方										(別居の方は扶養できません)	金融機関

※扶養対象者が下記(表3)の状況にある場合、追加書類の提出をお願いします。(理由確認の上、後日提出可能)

(表3)

病気などで働けない方	医師の「診断書」など	医療機関
身体に障がいのある方	「身体障害者手帳」の(写)など	市区町村
外国人の方	被保険者との続柄が確認でき、日本で生活していることがわかる書類(「在留カード」の(写)、「住民票」の(原本)など)	入国管理局 市区町村
被保険者と姓が異なる方	他の提出書類が旧姓表記の場合は、改姓後の「住民票」の(原本)など	市区町村
公務員で「離職票1・2」がない方	退職を証明するもの(「退職証明書」、「辞令」の(写)など)	勤務先
自営業等を廃業された方	「廃業届」の(写)など ※自営、個人事業収入のある方は扶養できません。	市区町村